別紙様式第十号第2の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用繰延税金資産」に改める。

別紙様式第十号の二第2の2．の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額」に改め、同表記載上の注意1⑵⑹を次のように改める。

⑹　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第十号の二第2の3．⑵及び⑶の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額」に改める。

持分法適用会社に対する持分相当額	×××　×××　××

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府・農林水産省令第七号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表及び別紙様式第六号の表中「その他の無形固定資産」を「その他の無形固定資産」に改める。

別紙様式第十号第2の2の表中「その他の無形固定資産」を「その他の無形固定資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「為替換算調整勘定」を「為替換算調整勘定」に、「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改め、同表記載上の注意1⑵⑹を次のように改める。

⑹　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第十号第2の3⑵及び⑶の表中「為替換算調整勘定」を「為替換算調整勘定」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

省　令

○経済産業省令第五十一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ、同号ハ、第四号イ、同号ハ及び別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「人造黒鉛」を「一キログラム以上の人造黒鉛」に改め、同条第八号イ中「から（四）までのすべて」を「及び（二）」に、同号イ（一）中「二、〇〇〇ヘルツ以下の出力を得ることができるもの」を「のもの」に改め、同号イ（二）から（四）までを削り、同号イ（二）として次のように加える。

（二）　出力周波数をプラスマイナス〇・二パーセント未満で制御できるもの

第一条第八号ロ中「周波数変換器」を「可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器」に、「（四）までのすべて」を「（三）までの全て」に、「を除く」を「及び産業機械又は消費財用の周波数変換器であって、当該機械等から取り外した場合には、ハードウェア及びソフトウェアの制限により次の（一）から（三）までのいずれかの特性を満たさなくなるものを除く」に改め、同号ロ（一）中「四〇ワット」を「出力が三相以上のものであって、四〇ボルトアンペア」に改め、同号ロ（二）中「出力が三相以上のものであって、周波数が」を削り、「超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの」を「以上の出力周波数で作動するもの」に改め、同号ロ（三）及び（四）を削り、同号ロ（三）として次のように加える。

（三）　出力周波数をプラスマイナス〇・二パーセント未満で制御できるもの